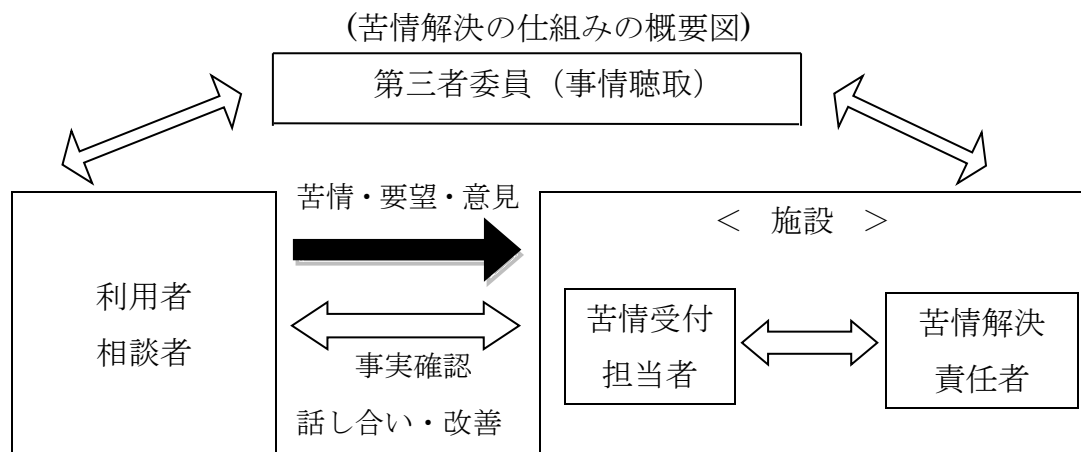


苦情解決体制について

社会福祉法第28条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応していく為に、銚田サンハウスでは苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を下記の通り設置致しました。



<申し立て方法>

苦情、要望、意見等がありましたら、苦情受付担当者あるいは、第三者委員に申し立てます。申し立ては、口頭、文書、電話のいずれでも結構です。申し立ての内容は担当者が記録し、苦情解決責任者に報告致します。

<苦情解決担当者>

苦情解決の責任主体を明確にする為の責任者です。

武仁会 理事長 鬼沢 沙織

銚田サンハウス施設長 永木 一宏

<苦情受付担当者>

苦情の申し出をしやすいように環境を整えます。随時、苦情を受け付けています。

銚田サンハウス生活相談員 小沼 和実

デイサービス生活相談員 真家 将央

<第三者委員>

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。苦情の直接受付、必要に応じて苦情申し出人の助言、話し合いへの立会いを行います。

荒野 信寿

石崎 孝